

## 意識していますか？ こどもの気持ち

(人権課題)  
こども

### 学習プログラムの説明

無意識に行っている大人の言動が、こどもの人権を侵害する行為となりうることに気付いてもらうプログラムです。こどもの人権にかかわる問題には、体罰や児童虐待などが挙げられます。栃木県保健福祉部こども政策課における令和6年度の児童虐待相談調査結果において、児童相談所の相談対応件数の「心理的虐待」は977件(52.8%)と、過去10年で最も高い割合となっています。

本プログラムではエピソードをもとに、無意識に行っている大人の言動についてどう感じるかをグループで話し合うとともに、こどもの気持ちを考えた大人の言動を振り返ります。公民館等での人権講座やこどもに関する講座において活用できます。

### ねらい

こどもに対する大人のふるまいや声かけが、こどもの心を傷つけ、こどもの人権を侵害する行為となっていなかったかなどを見つめ直します。その上で、大人がこどもの人権を尊重し、心身のよりよい成長・発達のために心がけたいことや自分にできることについて考えます。

### 参加者の人権意識を高めるポイント

展開(3)のふりかえりシートで振り返った後、展開(4)において資料3を活用することで、こどもが大人と同様に一人の人間としてもつ様々な権利について確認し、人権意識を高める機会となります。

	時間	40分	準備物	主催者	ファシリテーターの声かけ例(留意点) 参加者用資料(資料1, 2, 3)
				参加者	筆記用具
導 入	<b>1 アイスブレイキング：自己紹介【5分】</b> (1) グループ内で順番に「名前」と「どんなこどもだったか」について、エピソードや思い出を交えて話す。				
展 開	<b>2 メインアクティビティ：こどもの人権を侵害する行為となりうる場合があることについての話し合い【25分】</b> (1) 気になる大人の言動やこどもの気持ちに線を引きながら、エピソード(資料1)を読む。(3分) (2) 線を引いた部分について、グループで話し合う。(16分) (3) ふりかえりシート(資料2)で自分の言動を振り返る。(3分) (4) 資料3を配付し、こどもの人権は守られるべきこととして定められていることを理解し、無意識に行っている大人の言動が心理的虐待になりうる場合があることを確認する。(3分)				
ま と め	<b>3 ふりかえり【10分】</b> (1) こどもの気持ちを第一に考えるために、心がけたいことや自分にできることを考え、意見交流をする。(7分) (2) 全体で共有する。(3分)				

## ファシリテーターの声かけ例(留意点)

### 導入(アイスブレイキング) 時間：5分

はじめに、グループで簡単な自己紹介を行います。「名前」と「どんなこどもだったか」について、エピソードや思い出を交えてお話してください。家族や周囲の大人などから言われていたことや聞いたことでも結構です。時間は一人1分程度でお願いします。話す順番は誕生日の日付が1日(ついたち)に近い方から時計回りでお話してください。

(予想される意見：「活発で、外で元気に遊んだ」「落ち着きがなく、よく怒られていた」「人見知りがあり、体が大きいのに臆病だと言われた」等) (5分)

(自己紹介を行った後、ねらいの最初の一文を読み、P89を参考に三つの視点の確認をする)

### 展開(メインアクティビティ) 時間：25分

(1) 今日は、こどもたちに対しての大人の関わりを考えていきましょう。(資料1を配付) エピソードを読んで、気になる大人の言動やこどもの気持ちに線を引いてみてください。(3分)

(2) (3分後) 線を引いた部分について、理由を含めてグループで話し合しましょう。いろいろな方が参加していますので、例えば御自身が子育てをしていた頃を思い出したり、地域のこどもと関わる場面を想定したりして考えてほしいと思います。2番目に話した方から気になる言動やこどもの気持ちについてお話してください。(10分)

(10分後) いくつかのグループに発表してもらいたいと思います。(数グループ指名する)

(予想される意見：「がんばりを認めて欲しいという気持ちを分かっていない」「身体的特徴を取り上げ差別している」「つつい言ってしまうとこどもの心を傷つけている」「悪気があるわけではない」等) (3分)

(3) 無意識のうちにエピソードのような言動はなかったか、ふりかえりシートで振り返ってみましょう(資料2を配付)。普段やっている、ときどきあるなど、それぞれ御自身の中で確認してみましょう。(2分程度)

(2分経ったら) 心当たりのあった方は、こどものためやしつけのためにと考えてこのような言動をとっていたのかもしれませんが、また、「つい」や「何気なく」ということもあるかもしれませんね。(1分)

(4) (資料3を配付) 先程のエピソードやふりかえりシートでみなさんが感じたように、大人の言動の中には、知らず知らずのうちにこどもたちの心を傷つけてしまっていたものがあつたかもしれません。

「子どもの権利条約」では、こどもは大人と同じように、一人の人間としてもつ様々な権利があること、また「こども基本法」では、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが定められています。

子育てにおいて、しつけとしてこどもに罰を与えることは、こどもをよりよくしようとする思いからの行為かもしれませんが、しかし、それは許されるものではありません。(※こども家庭庁「体罰等によらない子育てを広げよう」パンフレットより)

詳しくは、資料をお読みください。

### まとめ・ふりかえり 時間：10分

(1) こどもの気持ちを第一に考え、心がけたいことや御自身の立場でできそうなことについて、グループで意見交流をしましょう。次(3番目)の方からお話してください。交流したことを最後に全体で共有しますので、発表者を1名決めておいてください。(7分)

(2) 各グループで交流したことを共有します。(残り時間によっては一部の班の発表) ありがとうございました。今日の皆さんの考えや気づきを大切に、これからの生活で生かせるといいですね。(3分)

だいちくんがサッカーの練習の帰りにお父さんと歩いていると、幼稚園の頃にお囃子を教えてもらっていた栃木さんと出会いました。

栃木：「おや、だいちくん、久しぶりだね。何年生になったの？」

だいち：「4年生になりました。」

栃木：「4年生か。あれ？サッカーやってるの？」

父：「去年から始めたんですけど、だいちはずいぶんだから、まだレギュラーになれなくて。上の子は、体が大きかったからすぐにレギュラーになれたのに。」

栃木：「だいちくん、ちゃんと好き嫌いなく食べてる？何でも食べないと、お兄ちゃんみたいに大きくなれないぞ。」

だいち：「……はい。」

父：「朝だって、毎日声をかけないと起きられないんですよ。私もイライラしちゃって、つい口を出しちゃうんですよ。」

栃木：「だいちくん、4年生ならもう少ししっかりしないと。」

父：「サッカーの練習だけは一生懸命なんですけどね。」

だいち：「僕さあ、今日の練習でも、ドリブルはコーチにほめられたんだ。」

父：「ふーん。ちょっとぐらいほめられたって、ベンチじゃなあ。お母さんも、レギュラーになってくれれば応援のしがいがあるって言ってたぞ。」

栃木：「まあ、やっぱりスポーツは体が大きくなきゃなあ。お父さん、お母さんの言うことを聞いて、レギュラー目指してもっとがんばれよ。」

だいち：「……。」



父

だいち

栃木さん

## 日頃の言動ふりかえりシート

資料2

### こんな行動はありませんか？

- ・何かをしながらこどもの話を聞くことがある。 例) スマホ、テレビ、家事 等
- ・こどもが抱えるコンプレックスを、世間話の一つとして話題にすることがある。
- ・こどもを感情的に大声で怒ることがある。
- ・大人の都合で、こどもに指示や注意をすることがある。
- ・できていないところが気になり、こどものがんばりを認めていないことがある。
- ・こどもの行為を無視したり、ため息をついたりすることがある。
- ・両親やきょうだい等と比較することがある。
- ・こどもの前で大人同士が言い争ったことがある。

### こんな言葉を投げかけていませんか？

- ・「〇年生（〇歳・小学生・中学生）なんだからできるでしょ。」
- ・「忙しいから、後にして。（それ、今じゃないとダメ？）」
- ・「何度言ったら分かるの？ ぐずぐずしないで早くしなさい。」
- ・「〇〇しなかったら、知らないからね。勝手にしなさい。」
- ・「△△さんは、もっとできたよ。もう少しがんばれるんじゃない？」
- ・「そんなんじゃ、いい大人になれないよ。（将来大変だよ。）」
- ・「△△（ゲームばかりしている・寝るのが遅い・好き嫌が多い 等）から、〇〇なんだよ。」
- ・「あなたのためにどれだけ我慢しているか、わかってるの？」

## 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）



参考：日本ユニセフ協会  
「子どもの権利条約の考え方」

子どもの権利条約は、子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。子どもが大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると共に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

**差別の禁止**  
(差別のないこと)

**子どもの最善の利益**  
(子どもにとって最もよいこと)

**生命、生存及び発達に対する権利**  
(命を守られ成長できること)

**子どもの意見の尊重**  
(子どもが意味のある参加ができること)

## こども基本法



参考：こども家庭庁  
「こども基本法」

こども家庭庁「こども基本法」  
概要文より一部抜粋

こども基本法は、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

1 すべてのこどもは大切にされ、  
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、  
生活が守られ、愛され、保護される  
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度により、  
自分に直接関係することに意見を言えたり、  
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、  
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって  
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが  
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、  
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、  
喜びを感じられる社会を  
つくること。



こども家庭庁「こども基本法」

## しつけと体罰のちがい



参考：こども家庭庁  
「しつけ？体罰？これどっち？」

### 【しつけとは】

こどもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、こどもをサポートして社会性を育む行為です。

### 【体罰とは】

こどもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）です。

## 児童虐待とは？



参考：こども家庭庁  
「体罰等によらない子育てを広げよう！」パンフレット

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト

心理的虐待

### <心理的虐待>

- ことばによる脅かし、脅迫など
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
- 配偶者や他の家族などに対する暴力や暴言
- 子どものきょうだいに、児童虐待を行う・・・など

こども家庭庁「体罰等によらない子育てを広げよう！」パンフレット